

搬入許可書

令和3年3月16日

株式会社 エバークリーン
代表取締役 藤井 武親 様鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長 石田 耕太郎

令和3年2月26日付で申請のあったほうきリサイクルセンターへの搬入については、鳥取中部ふるさと広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例第7条第3項の規定により、次の条件を付して許可する。

記

1 搬入期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 搬入計画量 一日平均 3 t

3 搬入車両

3.00 t車	車両No. 鳥取 400 せ 6611	車種・その他	色・白
2.00 t車	車両No. 鳥取 800 さ 8675	車種・プレスバック車	色・白
0.75 t車	車両No. 鳥取 400 せ 868	車種・その他	色・白
0.35 t車	車両No. 鳥取 480 き 1171	車種・その他	色・白
2.00 t車	車両No. 鳥取 800 さ 7637	車種・プレスバック車	色・青
2.00 t車	車両No. 鳥取 800 さ 8525	車種・プレスバック車	色・青

4 収集市町名 倉吉市・湯梨浜町・三朝町・北栄町・琴浦町

5 許可条件

(1) 搬入期間中に一般廃棄物処理業許可証（収集・運搬業）の期限が到来する市町は、下記のとおりです。期限内に更新書類の提出がない場合は、該当する市町の搬入を禁止します。

倉吉市 令和3年7月3日まで

三朝町 令和3年8月31日まで

(2) 搬入許可書を他人に譲渡又は貸与しないこと。

(3) 施設の場内外を汚染し、又は破損するような行為をしないこと。

(4) 有毒性、発火性又は爆発性のものを搬入しないこと。

(5) 搬入等を行う場合は、職員の指示に従うこと。

(6) 当センター及び第三者に損害を与えたとき、申請者はその損害を賠償すること。

(7) 当センター搬入時に起きた搬入者及び搬入車両の事故について鳥取中部ふるさと広域連合はその責を負わない。

(8) 鳥取中部ふるさと広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項第1号に規定する一般廃棄物の種類及び分別区分によるもの以外を搬入しないこと。

(9) 搬入物の飛散防止対策を行うこと。

※ 鳥取中部ふるさと広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例第9条に該当した場合は許可を取消します。

※ 鳥取中部ふるさと広域連合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例10条に該当した場合は搬入を禁止します。